

広報・学術交流委員会規程

(2004年11月6日 制定)

(2012年11月17日 改正)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第16条第3項に基づき、本学会の活動状況を会員および国内外の関連する学術団体・産業界・研究者へ周知すると同時に、それらとの交流・共同研究・各種会議の開催など学会事業を推進するための手続き等を定める。

(事業)

第2条 本委員会は、次の事業を行う。

- (1) 『日本広告学会会報』など広報誌の発行
- (2) ホームページの運営
- (3) 情報、データ、資料、文献あるいは刊行物の相互交換
- (4) 会議（カンファレンス、ワークショップ、シンポジウムなど）の共同開催
- (5) 研究支援（人的、資金的、その他の研究協力）の提供あるいは受領
- (6) 国内外の諸学会、研究機関あるいは産業界との交流
- (7) 前各号のほか、前出の趣旨を達成するために必要な事業

(委員長)

第3条 本委員会の委員長は、会則第14条第4項に基づき、会長の選任による。

(委員会の構成)

第4条 本委員会は、6名から12名の委員で構成する。ただし、委員長は委員の定数に含めない。

2. 副委員長、委員は、委員長の推薦により、常任理事会が承認する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長を代行する。

(経費)

第5条 広報および学術交流事業の経費は、本部からの広報・学術交流費、参加者からの参加費等により充当する。

2. 委員長は、毎年度の決算報告を常任理事会ならびに会員総会において行わなければならない。

(委員会の開催)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を開催する。

(運営)

第7条 前出の第2条の事業運営のための細則は、別に定める。

附則

本規程は、2004年11月7日から実施する。
本規程は、2006年11月11日から実施する。
本規程は、2013年10月1日から実施する。